

京都市地域包括支援センター運営協議会設置要綱

第1章 総則（第1条～第3条）

（趣旨）

第1条 この要綱は、京都市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の設置に関し必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第2条 地域包括支援センター（以下「包括支援センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図るため、市及び区・支所単位で運営協議会を設置する。

（用語）

第3条 この要綱において使用する用語は、介護保険法、京都市老人介護支援センター条例及び地域包括支援センター運営事業実施要綱において使用する用語の例による。

第2章 市運営協議会（第4条～第9条）

（所掌事務）

第4条 市運営協議会（市単位で設置する運営協議会をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項について協議する。

（1）包括支援センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること

ア 包括支援センターの担当区域に関すること

イ 包括支援センターの設置、変更及び廃止に関すること

ウ 包括支援センターとしての事業（以下「包括支援センター事業」という。）の法人への委託又は包括支援センター事業を委託する法人の変更に関すること

エ 包括支援センター事業の実施の委託を受けた法人による介護予防・日常生活支援総合事業及び予防給付に係る事業の実施に関すること

オ 包括支援センターが第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援を委託することができる指定居宅介護支援事業所の選定及び変更に関すること

（2）包括支援センターの運営に関すること

年度ごとに、包括支援センターから、区・支所運営協議会（区・支所単位で設置する運営協議会をいう。以下同じ。）を通じて提出される書類に基づき、次に掲げる事項について協議する。

ア 当該実施年度における事業計画及び収支予算の審査

イ 前年度の事業報告及び収支決算

ウ その他市運営協議会が必要と認める事項

（3）包括支援センターの適正な運営、公正・中立性の確保を図るための基準の作成

(4) 京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例第38条の8第1項及び第3項に定める事項

(5) 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の構築、包括支援センター事業を支える地域資源の開発その他地域包括ケアに関する事項であって市運営協議会が必要と判断した事項

(組織)

第5条 市運営協議会は、京都市高齢者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第6条 市運営協議会の委員の任期は、推進協議会の委員の任期を適用する。

(会長)

第7条 市運営協議会には会長を置く。

2 会長は、推進協議会の会長をもって充てる。

3 会長は、市運営協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第8条 市運営協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員を構成員とする分科会を設置することができる。

3 市運営協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第9条 市運営協議会の庶務は、保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室介護ケア推進課において行う。

第3章 区・支所運営協議会（第10条～第14条）

(設置)

第10条 区・支所運営協議会（区・支所単位で設置する運営協議会をいう。以下同じ。）は、区役所又は区役所支所（以下「区役所・支所」という。）ごとに設置するものとする。

(所掌事務)

第11条 区・支所運営協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 包括支援センターの事業に関する計画及び報告

(2) 包括支援センターの事業運営の評価

(3) 地域における連携体制の構築、包括支援センター事業を支える地域資源の開発等に関する次に掲げる事項

ア 地域ケア会議等で明らかとなった課題等の検討

イ 地域密着型サービス事業者その他の地域資源の活動支援に関すること

(4) 地域の保健医療福祉サービスについての情報収集

(5) その他地域包括ケアに関する事項であって区・支所運営協議会が必要と判断した事項

(組織)

第12条 区・支所運営協議会は、次の各号に掲げる者及び団体等をもって構成する。

(1) 保健、医療、福祉に関する事業者及び職能団体等

(2) 保健、医療、福祉の利用者等の立場にある関係団体等

(3) 地域福祉活動等を担う関係者

(4) 前各号に掲げるものの他、包括支援センターの業務に鑑み相当と認められる者

(招集)

第13条 区・支所運営協議会は、区役所・支所保健福祉センター長が招集する。

(庶務)

第14条 区・支所運営協議会の庶務は、区役所・支所保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課において行う。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会に必要な事項は所轄局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、保健福祉センターに関する名称については、平成29年5月8日までは従前のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。